青木保育所指定管理者評価基本調書

1 施設概要			
施設名称	川口市立青木保育所		
設置目的	保育所は、保育を必要ととを目的とする施設である。	する乳児・幼児を日々保護者の下カ 。(児童福祉法第39条)	ら通わせて保育を行うこ
 所在地	 川口市西青木3-5-4		
構造規模	建物規模 敷地面積 942 延床面積 401 建物構造 鉄骨造 平屋建 施設内容 保育室(1歳児/ 定 員 80人	l. 86m²	⋸兼医務室
 - 所管課	 子ども部 保育運営課		
2 指定期間	、選定種別、指定管理料及	び利用料金収入実績	
指定期間	令和3年4月1日から令和8	8年3月31日まで【5年】	
		選定理由を記入してください。 「大針・目標、職員の体制、保育の体	
選定種別	管理体制、地域との連携、候補者選定及び評価専門分析を実施し、評価を行ったートの結果においても満る点、保育の継続性・安定	地域の子育て支援等について、川口委員会委員による書類審査及び現た結果が適正なことに加え、保護者足・やや満足度の割合が95.0%と性等を考慮すると青木保育所の運営定管理者である株式会社日本保育	安全衛生管理体制・危機 口市子ども部指定管理者 地視察、ヒアリング、財務 を対象とした利用者アン :非常に高く評価されてい 営は、非公募による随意指
選定種別	管理体制、地域との連携、 候補者選定及び評価専門 分析を実施し、評価を行っ ケートの結果においても満 る点、保育の継続性・安定 定にて、引き続き現在の指 妥当であると判断したもの	地域の子育て支援等について、川口委員会委員による書類審査及び現た結果が適正なことに加え、保護者足・やや満足度の割合が95.0%と性等を考慮すると青木保育所の運営定管理者である株式会社日本保育	安全衛生管理体制・危機 口市子ども部指定管理者 地視察、ヒアリング、財務 を対象とした利用者アン :非常に高く評価されてい 営は、非公募による随意指
	管理体制、地域との連携、 候補者選定及び評価専門 分析を実施し、評価を行っ ケートの結果においても満 る点、保育の継続性・安定 定にて、引き続き現在の指 妥当であると判断したもの 年度 令和3年度	地域の子育て支援等について、川「委員会委員による書類審査及び現また結果が適正なことに加え、保護者足・やや満足度の割合が95.0%と性等を考慮すると青木保育所の運営定管理者である株式会社日本保育。	安全衛生管理体制・危機 コ市子ども部指定管理者 地視察、ヒアリング、財務 を対象とした利用者アン ま常に高く評価されてい 営は、非公募による随意指 サービスを指定することが

青木保育所指定管理者評価基本調書

3 子ども部専門委員会における評価結果 ⇒詳細は資料8~10ページを参照

	指定管理者の概要						
名 称	株式会社 日本保育サービス						
代表団体							
所 在 地	東京都港区港南1-2-70		階				
代 表 者	代表取締役社長						
主な業種	保育所の						
法人の目的	保育所の	経営					
法人の事業	青木保育所の他に、川口1丁目地内で川口駅前保育園を指定管理者として運営。また、 戸塚4丁目地内でアスク東川口保育園を運営。						
役員の状況	代表取締役 1名、取締役	2名、監査役 2名					
構成団体1							
所 在 地							
代 表 者							
主な業種							
法人の目的							
法人の事業							
役員の状況							
構成団体2	`						
所在地							
代表者							
主な業種			<u> </u>				
法人の目的 法人の事業							
役員の状況							
区只以八八		声明 丢 吕 心	平均評価点数				
		専門委員会 における					
		評価点数	3.43				

【評価結果】

川口市子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、「I 保育の基本方針」、「II 組織の運営管理」、「Ⅲ 適切な保育サービスの実施」、「Ⅳ 適切な処遇の確保」、「V 現地視察」の 各評価項目について、「株式会社日本保育サービス」から提出された資料の審査、施設の現地視察、 ヒアリング及び財務分析を実施し、総合的に評価したところ、5点満点中3.43点と適正であるとの評 価を得た。

また、保護者を対象とした利用者アンケート結果においても満足・やや満足の割合が89.7%と一定 の評価を受けていることから、今後も引き続き運営を継続することが妥当との評価結果に至ったもので ある。

川口市立青木保育所 指定管理者評価結果集計表(中間評価)

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点
I 保育の基本方針	·					
1 理念·基本方針		<u>.</u>	<u>:</u>	1	•	
(1) 理念、基本方針が明文化され職員、保護者に周知されているか	4	4	3	4	3	3.60
2 事業計画						e.
(1) 児童の発達過程(歳児別)に合わせた保育目標を策定して いるか	4	3	3	3	3	3.20
Ⅱ 組織の運営管理	on paids	-	-			
1 法人の経営状況						
(1) 法人の経営は、適正に行われているか	3	4	4	3	3	3.40
2 人材の養成・確保	•					
(1) 職員の研修が計画的に実施されており、かつ全ての職員に 研修の機会が確保されているか	5	4	4	4	3	4.00
(2) 定期的に個別の研修計画の評価・見直しを行っているか	5	4	3	4	3	3.80
(3) 実習生の受け入れを積極的に行っているか	3	3	4	3	3	3.20
3 安全管理			•			
(1) 事故防止マニュアル及び事故発生時の対応マニュアルを作成しているか	5	4	4	4	3	4.00
(2) 保育事故防止(ヒヤリハット事例)の報告会や研修会を実施 しているか	4	3	3	3	3	3.20
(3) 伝染病を発症した場合の対応について、保護者にわかりや すく周知しているか	5	3	4	4	3	3.80
(4) 避難訓練や不審者対応訓練などを定期的に実施しているか	5	4	3	4	4	4.00
4 地域との交流や連携						·
(1) 地域との交流を広げる(深める)ための事業・活動を行って いるか	4	3	3	3	3	3.20
Ⅲ 適切な保育サービスの実施						
1 利用者本位の保育サービス	1077 BASSAUS					
(1) 児童や保護者が楽しめる(利用者満足の向上)行事・活動を 行っているか	4	3	4	4	3	3.60
(2) 改善目標を設定し、改善に取組んでいるか	4	3	3	4	3	3.40
(3) 保護者が相談や意見を述べやすい環境や方法を整え、周 知しているか	4	4	3	4	3	3.60
(4) 苦情などの相談窓口や担当者を配置しており、問題を全職 員に周知し共有しているか	5	4	3	4	3	3.80
(5) 保護者からの相談や意見に対して、丁寧・迅速に対応して いるか	4	3	3	4	3	3.40

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員日	平均点
IV 適切な処遇の確保						
1 快適な施設環境の確保		:		_		
(1) 児童が快適に過ごせるよう、施設環境(設備面)への配慮・ 工夫がされているか	4	3	3	3	3	3.20
2 保育内容						
(1) 児童一人一人への理解を深め、児童の状態に応じた保育を 行っているか	4	4	3	4	3	3.60
(2) 児童の体験が豊かになるように、興味・関心が育つ保育を 行っているか	5	3	3	4	3	3.60
(3) 遊びや生活を通して児童同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか	4	3	3	4	3	3.40
(4) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているか	5	3	3	3	3	3.40
(5) 性差への先入観による固定的な対応をしていないか	3	3	3	3	3	3.00
(6) 乳児保育や長時間保育のための環境や体制を整え、保育 内容や方法に配慮をしているか	3	3	3	3	3	3.00
(7) 就学を見通した小学校との連携や保育内容・方法に配慮しているか	3	3	3	3	3	3.00
3 保育上、特に配慮を要する児童への対応					-	
(1) 障害のある児童が安心して生活できる環境や体制を整え、 保育内容や方法に配慮を行っているか	5	3	3	3	3	3.40
(2) アレルギーのある児童に対して、適切な対応ができている か	. 5	4	4	4	3	4.00
(3) 外国籍の児童や帰国児童に対して適切な配慮をしているか	4	4	3	3	3	3.40
(4) 虐待防止に向けて早期発見・早期対応及び予防に努めているか	4	3	4	3	3	3.40
4 健康管理		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
(1) 健康診断・歯科健診など児童の健康管理を適切に実施しているか	4	3	3	4	3	3.40
(2) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者に伝達し、それを保育に反映させているか	4	3	3	4	3	3.40
5 保護者との連携			•			
(1) 保護者と児童や保育に関する意見交換を行っているか	4	3	3	4	3	3.40
V 現地視察				. :	·	
1 保育施設、職員及び児童の状況						
(1) 保育室は清潔感があるか	4	4	3	3	4	3.60
(2) 保育室の家具・遊具の素材や配置等を工夫し、児童が安全 に過ごすことができるようにしているか	4	4	3	4	3	3.60
(3) 掲示物等の室内装飾が保育に適したものになっているか	3	3	3	4	4	3.40
(4) 掲示物等の室内装飾が季節を感じさせる内容になっている か	3	4	4	3	4	3.60

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点
(5) 保護者へのお知らせがわかりやすく掲示されているか	3	3	3	4	3	3.20
(6) 発達に合わせた遊具や絵本などの教材が十分に用意されているか	4	3	3	3	3	3.20
(7) 事務室は清潔感があるか	3	3	3	3	3	3.00
(8) 事務室は整理整頓され安全に業務を行うことができるか	3	3	3	. 3	3	3.00
(9) 廊下は清潔感があるか	4	3	3	3	3	3.20
(10) 廊下を安全に通行することができるか	3	3	3	3	3	3.00
(11) トイレは清潔感があるか	3	4	4	3	3	3.40
(12) トイレは安全に使用できるか	3	4	4	3	3	3.40
(13) 園庭は清潔感があるか	2	4	3	3	4	3.20
(14) 園庭では安全に過ごすことができるか	3	4	3	4	4	3.60
(15) 花壇や植栽の手入れが行届いているか	2	3	3	3	3	2.80
(16) プール遊びを安全に行う体制を整え、遊び方も工夫している か	3	3	3	3	3	3.00
(17) 特色ある保育の実践が見られるか	4	4	4	4	4	4.00
(18) 児童は元気に生活しているか	4	5	4	4	3	4.00
職員は児童に対して、わかりやすい言葉遣いで穏やかに話 (19) しており、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いな いようにしているか	3	4	3	3	3	3.20
(20) 職員の態度や姿勢に覇気が感じられ笑顔で保育を行っているか	3	4	3	3	3	3.20
(21) 質疑に対して的確な返答ができていたか	5	4	4	4	3	4.00
合計(260点満点)	198	180	170	181	163	892/1,300
平均点(5点满点)	3.81	3.46	3.27	3.48	3.13	3.43

川口市立保育所指定管理者評価に関する審査基準

1 趣旨

川口市子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会設置要綱により、川口市立保育所の 指定管理者を評価するにあたって必要な事項を審査するための基準等を定める。

2 審査要件

- (1) 対象法人 川口市立保育所の指定管理者
- (2)審査の方法 委員会において、指定管理者から提出された管理業務の実施状況、管理に係る収支状況、労働環境調書、その他事業の実施状況等関係書類の審査及び現地 視察並びにヒアリングを行い、5段階の評価基準のいずれに該当するかを評定 する。
- (3) 評価基準 評価基準は下記のとおりとし、委員会において評価結果をとりまとめ、川口 市指定管理者候補者選定及び評価会議に提出する。

【5段階の評価基準】

	_
「優良」	5
「良好」	4
「適正」	3
「要改善」	. 2
「要指導	1

3 審査要領

	審査項目	審査内容	月月 /女 · 神· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	田 且 识 口		関係書類
1	 1 保育の基本方針	①理念・基本方針	1 管理業務の実施状況
	小日*/全/十/J』 	②事業計画	(事業報告書)
		①法人の経営状況	2 管理に係る収支状況
	組織の運営管理	②人材の養成・確保	(収支報告書)
	加州のたち日生	③安全管理	3 労働環境調書
		④地域との交流や連携	4 事業の実施状況につい
3			て
1	適切な保育サービス	①利用者本位の保育サービス	5 アンケート調査
"	の実施		
1	海切み加油の旅行	①快適な施設環境の確保	,
4	4 適切な処遇の確保 ②保育内容		
		③保育上、特に配慮を要する児童への	
		対応	
		④健康管理	
		⑤保護者との連携	
5	現地視察	①保育施設、職員及び児童の状況	